

## 監 査 報 告

私たち監事は、下古屋自治区規約第13条第5項に基づき、  
令和7年3月4日に会計及び資産の状況、業務執行の状況を  
関係諸帳簿により監査いたしました。  
その結果は、いずれも適正且つ正確に処理されていることを  
認めましたので報告いたします。

令和 7年3月16日

監 事

寺島憲二

同 上

安藤弘治